

## 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

教育システム委員会の下に教職課程特別委員会を設置し、教育実習の事前・事後指導のあり方、実習校との連絡調整（実習校への大学教員の訪問を含む）、教育実習の成績評定等の点検を毎年行い、教育実習の実施体制を中心に教職課程の質の向上を図っている。学生に対する指導体制としては、教科及び教科の指導法に関する科目について教育システム委員会委員を中心に各学科で教育指導グループを構成し、指導を行い、教育の基礎的理解に関する科目等については、教職課程専任教員が細かく指導する体制を整えている。また、教職課程専任教員室の近傍に教職関係資料の閲覧等のできるスペースを設置し、そのスペースを利用しながら、教育学・教育心理学教員を軸とした教職関係相談を行う体制をとる。